

長 介 保 号 外

令和4年6月17日

管理者各位

長崎市福祉部 介護保険課長

(公 印 省 略)

出張理容・出張美容の衛生確保について（通知）

初夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、本市の福祉行政に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、長崎市保健所（生活衛生課）から別紙のとおり通知がありました。

つきましては、通知内容に記載しているとおり、出張理容・出張美容を利用する場合には下記事項について御留意くださいますようお願いいたします。

- ①出張理容・出張美容を行う者が、理容師又は美容師の免許を有していることを確認するため、本人の理容師免許又は美容師免許の提示を受けてください。
- ②出張理容・出張美容を行う者が、理容所又は美容所に従事している場合は、理容所又は美容所に従事していることが分かる書類（検査確認済証（写し）等）の提示を受けてください。
- ③出張理容・出張美容を行う者が、理容所又は美容所に従事していない場合（県外、県内の長崎市以外の理容所又は美容所に従事している場合を含む。）は、長崎市保健所へ出張理容又は出張美容の届出を行ったことが確認できる書類の提示を受けてください。

※以上のことが確認できない場合は、理容行為・美容行為を受けないでください。

本件に関するお問い合わせ
長崎市保健所 生活衛生課
TEL：095-829-1155